

# 事務所通信

平成22年新春号

新年、あけましておめでとうございます。  
今年、4回めの年男を迎えました、立川です。  
過ぎ去った1年は早いです。それ以上に、過ぎ去った12年は、もっと早かったです。

ちょうど2年前、平成20年のこの時期に、こんなことを書かせていただきました。

『企業経営には、3つの坂があるといわれています。一つめは上り坂。二つめは下り坂。そして、三つめは「まさか」という坂です。この「まさかの坂」は、まさにまるで巧妙な落とし穴のように、突然出現する坂のようです。

.....

中小企業は、「信用」と「徳」で事業を行っています。

そして、企業の発展とは、成長し、拡大し、安定させることです。

この三つめの「まさかの坂」がどこで現れるのかに備えておくことは、難しいことだと思います。しかし、企業を長期的に発展させるには、大切なことであると考えています。

当然ながら、企業経営は、坂だけではないはずですが。気が遠くなるような平坦な道の方が多いのかもしれませんが。当たり前前を当たり前前にやる、やり続けることが、もっとも大変なことなのかもしれません。』

昨年、「まさかの坂とは、不況到来のことだったのですか？」と聞かれました。残念ながら、私には、不況到来の予測はできませんでした。

何かの拍子で、足下をすくわれたというご経験はないでしょうか？ それで、ちょっとした心のスキであったり、また、企業でいえば、管理体制の不備であったりします。

「まさかの坂」とは、油断大敵という意味で、また、予防線を張っていただきたいという意味で書かせていただきました。

いま、世の中は、「2番底」を模索している状況です。

どうか、足下をすくわれぬよう、そして、ひとつひとつ確実に、「徳」と「信用」を積み重ねていただけるよう、お願いいたします。

当事務所も、お客様さまから、よりいっそう信用されますように、心がけていきます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

(代表 立川 勝一)

■ 平成22年度税制改正大綱の主なものは下記のとおりです。

**1. 特殊支配同族会社の役員給与の一部損金不算入制度の廃止**

平成18年度より、いわゆる一人オーナー会社などで、一定の金額以上の代表取締役の役員給与のうち、一部が損金とされない増税制度が、創設されていました。

このたび、平成22年4月期の決算から、この制度が廃止されることになりました。

**2. 少額減価償却資産の経費処理の2年間延長**

資本金1億円以下の青色申告の法人、そして青色申告の個人事業者に認められていました、少額減価償却資産（その年度での取得価額の合計が300万円まで）の経費処理が、2年間延長となります。

これにより、1点の取得価額が30万円未満の少額減価償却資産は、決算期に関係なく平成24年3月31日までに取得して業務に使用したとき、経費処理ができることとなります。ただし、その年度における取得価額の合計が300万円に達するまでを限度とされます。

**3. 中小企業投資促進税制の2年間の延長**

資本金1億円以下の青色申告の法人、そして青色申告の個人事業者に認められていました、機械等を取得して業務に使用したとき、特別償却か、法人税（個人事業者では所得税）からの税額控除制度が、2年間延長となります。

これにより、所定の機械等を決算期に関係なく、平成24年3月31日までに取得して業務に使用したとき、特別償却か、法人税（個人事業者では所得税）からの税額控除を受けることができます。

対象となる「所定の機械等」とは、下記のものであります。

- ① 機械装置で、一台（一組）の取得価額が160万円以上のもの
- ② 一定の条件を満たす電子計算機・デジタル複合機で、一台（一組）の取得価額が120万円以上のもの
- ③ ソフトウェアで、1点の取得価額が70万円以上のもの

資本金が3,000万円を超える法人は、特別償却のみの適用で、法人税からの税額控除の適用を受けることはできません。

#### **4. 中小企業の交際費の損金算入の2年間の延長**

資本金が1億円以下の法人の交際費について、年間600万円か、使った交際費の額のどちらか少ない金額の90%が、損金に算入されます。

この制度が、2年間延長となります。

#### **5. 住宅取得のための時限的な贈与税の軽減**

平成22年中に、直系尊属から、居住用家屋の取得に充てるために、20歳以上である者が金銭の贈与を受けた場合には、所定の条件の下に、1,500万円まで贈与税を非課税とすることとなりました。

この所定の条件のひとつに、贈与を受けた年の合計所得金額が、2,000万円以下の者に限定されます。

#### **6. 子ども手当は非課税。平成23年分の所得税から扶養控除の一部廃止・縮小**

所得税について、子ども手当の創設に伴い「所得控除から手当へ」という改革も行われました。これにより、**平成23年分の所得税の扶養控除の一部廃止・縮小**となります。

- (1) 子ども手当は、所得税・住民税が課税されないこととなります。
- (2) 年齢16歳未満の扶養控除は、廃止されます。
- (3) 年齢16歳以上19歳未満の扶養控除は、38万円とされます。  
(年齢19歳以上23歳未満の扶養控除は、63万円のままとされます。)

なお、扶養親族が同居の特別障害者である場合には、特別障害者控除の額に35万円を加算する制度に改められます。また、配偶者控除の対象となる配偶者が、同居の特別障害者である場合にも同様の制度に改められます。

#### **7. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除、 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除**

個人が所有する居住用財産で、借入金がある場合に、その居住用財産を買換えた場合や、売った場合でその借入金を全額返済できなかったときには、その居住用財産の譲渡損失の金額は、その年分の他の所得の金額から控除されます。

また、それでも、その年分の他の所得の金額から控除しきれない場合には、翌年以降3年間控除することができます。

この制度が、2年間延長となります。

## ■ 編集後記

先日、近くの神社に行ってきました。

帰りに景品付のおみくじを引いたところ、「カラン カラン 大当たり～」

1等の海外旅行が当たったのかなと思ったら、『招運初夢みくじ大吉』で日本酒（1升）でした。

お医者様から「お酒はひかえるように」と言われているので、日本酒が当たっても複雑な心境です。むしろ、今年の運をすべてつかってしまったような気がします。

好きなアルコールを断って約1年。

今度は、20年以上続けた煙草も止めることになりそうです。

平成22年度税制改正大綱では、たばこ税率引上げもおこまれております。

10月1日から1本あたり5円程度の値上げが検討されているようです。

恐る恐る妻にお小遣いの値上げ交渉してみましたが、バツサリ却下されました。妻が、蓮舂議員に見えました。

居酒屋で、ビールを片手にたばこをスパSPA吸っていた頃がなつかしいな～。

(本 山)